

キャッシュカードを預かる！は詐欺

道内各地で「キャッシュカード」を使った特殊詐欺被害が多発しています。

警察官や金融庁職員などを名乗っていても、キャッシュカードを渡したり、暗証番号を教えたりしないでください。

不審な電話があった場合、警察や消費生活センターへ通報願います。

【事例1】

警察官等を名乗る男から、「口座番号の資料が流出している。」「口座から不正に現金が引き下ろされている。」「暗証番号を書いたメモを準備しておいて。」などと電話があり、その後、自宅を訪れた金融庁職員等を名乗る男に、キャッシュカードを封筒に入れて封印するよう指示され、印鑑を取りに行っている際に、別の封筒とすり替えられた。

【事例2】

警察を名乗る男性から、「コンビニで、あなたの銀行口座から50万円引き落とされたのでカードを止めた。すぐ代わりに者を行かせるのでキャッシュカードを預けるように」と電話があった。その後、男性が訪ねてきたのでカードを渡し、暗証番号を聞かれ教えた。

3日後、銀行のサポートセンターから不審な引き落としがあると連絡があり、口座から250万円ほど引き出されていることが分かった。

【ひとこと助言】

- 突然の電話で「詐欺グループを捕まえたら名簿に あなたの名前があった」「口座番号の資料が流出している」などと虚偽の説明をし、そのことにより消費者の口座から現金が引き落とされていると、あたかも既に被害にあっているかのように話をします。これ以上の被害を出さないようにキャッシュカードの変更を促す手口です。
- 同様な電話が道内各地にかかってきています。このような事件は、短期的に、集中して、連続的に発生する傾向にあり拡散する可能性があります。不審な電話はすぐ切り、警察官や金融庁職員等を名乗り来訪の申し出があっても断りましょう。
- 電話があったら、すみやかに電話を切り、士別警察署や下記消費生活相談ダイヤルに通報して下さい。

消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820

事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用
直通電話 ●午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

